

## 横浜町犯罪被害者等見舞金支給要綱

〔令和7年9月11日  
訓令第13号〕

(趣旨)

**第1条** この要綱は、横浜町犯罪被害者等支援条例（令和7年条例第 号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する見舞金（以下「見舞金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

(2) 重傷病 療養に1月以上の期間を要する身体上の負傷又は疾病をいう。

(3) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病で、被害届出を警察に受理されているもの又は被害届出を警察に提出することが困難であると町長が認めたものをいう。

(4) 犯罪被害者 犯罪行為により害を被った者で、町内に住所を有する者（当該犯罪行為が行われた時において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本町が備える住民基本台帳に記録されていた者に限る。）をいう。

(見舞金の支給対象者)

**第3条** 町は、条例第8条に規定する必要な支援として見舞金の支給するものとし、見舞金の支給対象者は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族（以下「遺族」という。）であって、次のアからウまでのいずれかに該当する者でかつ犯罪被害時に町内に住所又は居住を有していたものをいう。

ア 死亡した犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

イ 死亡した犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

ウ 前イに該当しない死亡した犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者本人

2 遺族見舞金の支給対象者となる遺族の順位は、前項第1号ア、イ及びウの順序による

ものとする。この場合において、同号イ及びウに掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該イ及びウに掲げる順序によるものとし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

- 3 遺族見舞金の支給対象者となる同順位の遺族が2人以上いる場合には、遺族代表者届出書（様式第1号）により、遺族の代表者を選任し、その遺族の代表者が遺族見舞金の申請、請求及び受領についての支給対象者となるものとする。

（見舞金の額）

**第4条** 見舞金の額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 30万円
  - (2) 重傷病見舞金 10万円
- 2 重傷病見舞金の支給を受けた者が、当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合は、前項第1号の規定にかかわらず、同号に規定する遺族見舞金の額から当該支給を受けた重傷病見舞金の額を控除して得た額を遺族見舞金の額とする。
  - 3 見舞金の支給は、一つの犯罪被害の事案につき見舞金の種類ごとに1回とする。

（見舞金の申請）

**第5条** 遺族見舞金の支給を受けようとする者は、横浜町犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 犯罪被害時に町内に住所又は居所を有していたことが証明できる書類
  - (2) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
  - (3) 遺族見舞金の支給を受けようとする者と犯罪被害者との続柄が確認でき、当該者が第3条の支給対象者であることを証明することができる戸籍の謄本又は抄本
  - (4) 遺族見舞金の支給を受けようとする者が犯罪被害者との婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情があった者であるときは、その事実を確認することができる書類
  - (5) 申請者本人を確認することができる書類
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 重傷病見舞金の支給を受けようとする者は、横浜町犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）支給申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。
  - (1) 犯罪行為による負傷又は疾病の状態及び療養に要する期間が確認できる医師又は歯科医師の診断書又はその写し
  - (2) 申請者本人を確認することができる書類
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 前2項の規定による申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。  
ただし、犯罪行為による被害の状態により申請が困難であるとき、その他の当該期間内に申請をしないことについてやむを得ない理由があると町長が認めたときは、この限りでない。

(見舞金の支給決定)

**第6条** 町長は、前条第1項又は第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定し、横浜町犯罪被害者等見舞金支給決定通知書(様式第4号)又は横浜町犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書(様式第5号)により当該申請を行った者に通知するものとする。

(見舞金の請求)

**第7条** 前条の規定により見舞金の支給の決定を受けた者が見舞金を請求しようとするときは、横浜町犯罪被害者等見舞金請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(見舞金の支給決定の取消し等)

**第8条** 町長は、第6条の規定による見舞金の支給の決定通知を受けた者が偽りその他不正の手段により見舞金の支給の決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すとともに既に支給した見舞金の額に相当する額を返還させることができる。

2 前項の規定により見舞金の支給決定を取り消されたときは、横浜町犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書兼返還命令書(様式第7号)により通知するものとする。

(支給の制限)

**第9条** 町長は、犯罪被害者が次のいずれかに該当する場合は、見舞金の支給を行わないことができる。

- (1) 犯罪被害者又は遺族の代表者が、他の市町村から当該見舞金及び助成金と同種の支給を受けているとき。
- (2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他犯罪行為につき、犯罪被害者にもその責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 犯罪被害者又は第1順位の遺族が、次のいずれかに該当する行為(イに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)であるとき。

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、

暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

(4) 犯罪被害者又は第1順位の遺族が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者であるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又はその家族若しくは遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切ではないと認められるとき。

(その他)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

### 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、施行の日以後に行われた犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。

様式第1号 (第3条第3項関係)

様式第1号 (第3条第3項関係)

年 月 日

遺族代表者届出書

横浜町長 様

遺族代表者

住 所 :

氏 名 :

電話番号 :

被害者との続柄 :

私は、遺族見舞金の支給を受けるべき遺族を代表し、当該遺族見舞金を受給する者として、下記のとおり同意を得たので届け出ます。

なお、この届け出後に、新たに遺族見舞金の支給を受けるべき遺族となる者が判明した場合には、代表者の責任において解決します。

記

○ 私（私たち）遺族見舞金の支給を受けるべき遺族は、上記代表者が遺族見舞金を受給する者となることに同意します。

住 所	氏名（上記代表者を除く遺族の署名）	犯罪被害者との続柄	連 絡 先

○ 遺族見舞金の支給を受けるべき者のうち、次の者については、署名することができないので、その理由を届け出ます。

署名することができない者の氏名	犯罪被害者との続柄	署名することができない理由

様式第2号 (第5条関係)

様式第2号 (第5条関係)

年 月 日

横浜町犯罪被害者等見舞金 (遺族見舞金) 支給申請書

横浜町長 様

申請者

住 所 :

氏 名 :

電話番号 :

被害者との続柄 :

下記のとおり、必要書類を添えて横浜町犯罪被害者等見舞金支給要綱第5条の規定により、遺族見舞金の申請をします。

また、支給の可否を決定するため、町が警察等に被害状況の調査及び必要な公簿等の確認を行うことについて同意します。

記

死亡被害者	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	被害当時の住所	
	死 亡 年 月 日	年 月 日
犯罪行為による被害の状況	犯罪行為のあった日	年 月 日
	犯罪行為の発生場所	
	犯罪行為の発生状況	
	取扱警察署及び被害届の受理番号	警察署 年 月 日 第 号 罪名 ( )
当該犯罪行為における傷害見舞金の支給の有無		有 ・ 無

※ 添付書類については裏面を確認ください。

添付書類

<input type="checkbox"/>	犯罪被害時に町内に住所または居所を有していたことが証明できる書類	○
<input type="checkbox"/>	犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し	○
<input type="checkbox"/>	遺族見舞金の支給を受けようとする者と犯罪被害者との続柄を証明することができる戸籍の謄本又は抄本（確認のため、出生から死亡まで記載のもの）	○
<input type="checkbox"/>	遺族見舞金の支給を受けようとする者が犯罪被害者との婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情があった者であるときは、その事実を確認することができる書類	△
<input type="checkbox"/>	申請者本人を確認することができる書類	○

右欄 「○」は添付必須、「△」は該当者のみ添付

様式第3号 (第5条第2項関係)

様式第3号 (第5条第2項関係)

年 月 日

横浜町犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）支給申請書

横浜町長 様

申請者

住 所：

氏 名：

電話番号：

被害者との続柄：

下記のとおり、必要書類を添えて横浜町犯罪被害者等見舞金支給要綱第5条の規定により、重傷病見舞金の申請をします。

また、支給の可否を決定するため、町が警察等に被害状況の調査及び必要な公簿等の確認を行うことについて同意します。

記

犯罪被害者	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	被害当時の住所	
犯罪行為による被害の状況	犯罪行為のあった日	年 月 日
	犯罪行為の発生場所	
	犯罪行為の発生状況	
	取扱警察署及び被害届の受理番号	警察署 年 月 日 第 号 罪名（ ）

※ 添付書類

- 犯罪行為による負傷又は疾病の状態及び療養に要する期間が確認できる医師又は歯科医師の診断書又はその写し
- 申請者本人を確認することができる書類

様式第4号 (第6条関係)

様式第4号 (第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

横浜町長

横浜町犯罪被害者等見舞金支給決定通知書

年 月 日付で申請のあった見舞金の支給については、次のとおり決定しましたので通知します。

見舞金種別	遺族見舞金 ・ 重傷病見舞金
支給決定額	円

様式第5号 (第6条関係)  
様式第5号 (第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

横浜町長

横浜町犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書

年 月 日付で申請のあった見舞金の支給については、次のとおり決定しましたので通知します。

見舞金種別	遺族見舞金 ・ 重傷病見舞金
決定区分	不支給
不支給の理由	

様式第6号 (第7条関係)

様式第6号 (第7条関係)

年 月 日

横浜町犯罪被害者等見舞金請求書

横浜町長 様

請求者

住 所 :

氏 名 :

電話番号 :

年 月 日付で支給決定を受けた見舞金について、横浜町犯罪被害者等見舞金支給要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 見舞金の種類  遺族見舞金 ・  重傷病見舞金

2. 見舞金請求額 円

3. 振込希望口座 (金融機関又はゆうちょ銀行のどちらか一方に記入ください)

金融機関 の場合	銀行 ・ 信金 農協 ・ 信組 ( ) ( )		本店 支店					
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通預金 ・ <input type="checkbox"/> 当座預金 ・ <input type="checkbox"/> その他 ( )							
口座番号								
ゆうちょ銀行 の場合	記号				番号			

(フリガナ)	
口座名義	

※ 請求者と口座名義は同一としてください。

様式第7号 (第8条第2項関係)

様式第7号 (第8条第2項関係)

第 号  
年 月 日

様

横浜町長

横浜町犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書兼返還命令書

年 月 日付 第 号により支給決定をした横浜町犯罪被害者等見舞金  
( 遺族見舞金 ・ 重傷病見舞金 ) については、次のとおり、横浜町犯罪被害者等  
見舞金支給要綱第8条第1項の規定により当該支給決定を取り消すとともに、支給した  
見舞金の返還を命じます。

取消及び返還の理由	
返 還 金 額	円
返 還 期 限	年 月 日
返 還 方 法	